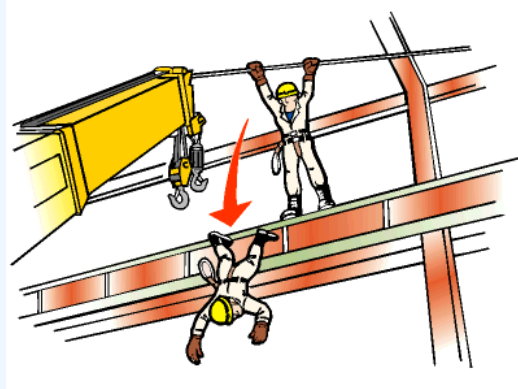


天井クレーンの移設工事においてランウェイ上から墜落



業種	その他の金属製品製造業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	移動式クレーン	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
被害者数	死亡者数：1人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	防護・安全装置がない	
発生要因(人)	無意識行動	
発生要因(管理)	保護具の選択、使用方法の誤り	

No.1042

発生状況

この災害は、建設用の鉄骨材の製造加工及び鉄骨材の組立を行っている工場の天井走行クレーンの移設工事において、ランウェイから墜落したものである。

この工場は、道路の拡張工事のため、つり上げ荷重2.83トンのホイスト式天井クレーンを移設することになった。

作業は、2日の予定で行なわれ、1日目の作業は、予定通り終了し、2日目はバックガードの取り付けが終わったので、つり上げに使用した移動式クレーンのジブを縮小していたところ、運転士が誤って先端のシーブを天井クレーンのプレスに引っかけてしまいジブの伸縮ができなくなった。

その時、天井クレーンの上には、バックガードのボルト締め作業を行なった被災者がいた。

そこで、被災者は、移動式クレーンの運転を停止させたうえ、天井クレーンのランウェイガードのレールの上に乗ってプレスを揺すっていたところ、身体のバランスを失って前のめりになった。

被災者は、とっさに移動式クレーンのジブにしがみつき、ジブを抱きかかえるように滑り降りて行ったが、途中の4.92メートルのところから地上に背中から落下した。

原因

この災害は、つり上げ荷重8トンの移動式クレーンを用いて天井クレーンを移設している際に作業者が墜落したものであるが、その原因としては、次のことが考えられる。

1 墜落防止措置を講じなかったこと

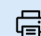
墜落危険のある環境の中で、親綱を取り付けたり、棒のような長い器具を用いてシーブとプレスをはずそうとする配慮がなされなかったこと

- 2 移動式クレーンの操作を誤ったこと
ジブの格納操作で、ジブ角度を45度に保持しておく必要はなく、もう少しだけ運転士がジブ角度下げる必要があったこと
- 3 トラブル時の作業方法を誤ったこと
不安定な場所で作業者が揺る作業方法を採用したこと

対策

この災害は、建設用の鉄骨材の製造加工及び鉄骨材の組み立てを行なっている工場の天上走行クレーン移設工事において、ランウェイから墜落したものであるが、同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業指揮の明確化
移動式クレーンを借り上げて作業を行なう場合には、作業の指揮者を特定し、その者の直接指揮のもとに作業を行なうこと。
- 2 墜落防止対策の徹底
短時間の作業であっても墜落防止の措置を確実に実行すること。
- 3 安全衛生教育の徹底
危険が予測される場合には作業をいったん停止し、作業方法を再検討すること等も徹底しておくこと。
- 4 適正な保護帽の着用
墜落危険のある場所では墜落防止用の安全帽を着用すべきであり、作業に先だって適正な保護帽の選定を行なうこと。

 [このページを印刷する](#)

[アンケートにご協力ください](#) >